



介護事業所が事業成長の為に理解しておくべき

マーケティングの「基本プロセス」

1章：外部環境分析編（1-3：ルールを理解）

PROFILE



株式会社ケアモンスター

代表取締役 田中 大悟

社会福祉士・介護支援専門員



職歴

1998年 医療法人 整形外科病院 MSW (名古屋市)
(22-28歳) 老人保健施設 支援相談員 (老健施設：2施設の開設に関わる)
(28-30歳) 居宅介護支援事業所 管理者兼 介護支援専門員

2006年 社会福祉法人 特別養護老人ホーム (石川県小松市)
(30-31歳) 経営企画室：生活相談員 兼 介護支援専門員

2007年 医療法人 脳神経外科病院 (石川県金沢市)
(31-35歳) 地域連携室主任 MSW / 居宅介護支援事業所 介護支援専門員 兼務
地域連携室の立上 / 退院支援・退院調整 / 病診連・病病連窓口 (紹介状管理・データ化)
回復期病棟立上げ / 病院機能評価対応 /
ベッドコントロール (医師の入退院の予定と実績のデータ化) / 医療経営を学ぶ

2011年 医療法人 小規模診療所 理事 / MS法人 取締役 (石川県小松市)
(35-38歳)
小規模診療所を中心とした地域包括ケアシステムの構築をテーマに下記介護事業の開設・運営を行う
住宅型有料老人ホーム：3事業 / 訪問介護：1事業 / 居宅介護支援事業：1事業
通所リハビリ：1事業 / 訪問看護：1事業 / 訪問リハビリ：1事業 / 通所介護：7事業
認知症共同生活介護：1事業

2014年 合同会社 JAPAN UNITED HOME CARE 設立
(38歳～) たなかだいご介護・福祉相談室 開設 (独立型社会福祉士事務所)
居宅介護支援事業所の運営・コンサル事業・セミナー事業

2018年11月 株式会社ケアモンスター 代表取締役 (社名変更)
今の福祉事業の概念を壊しながら、「新しい価値」と「新しい仕組み」を創造する！！

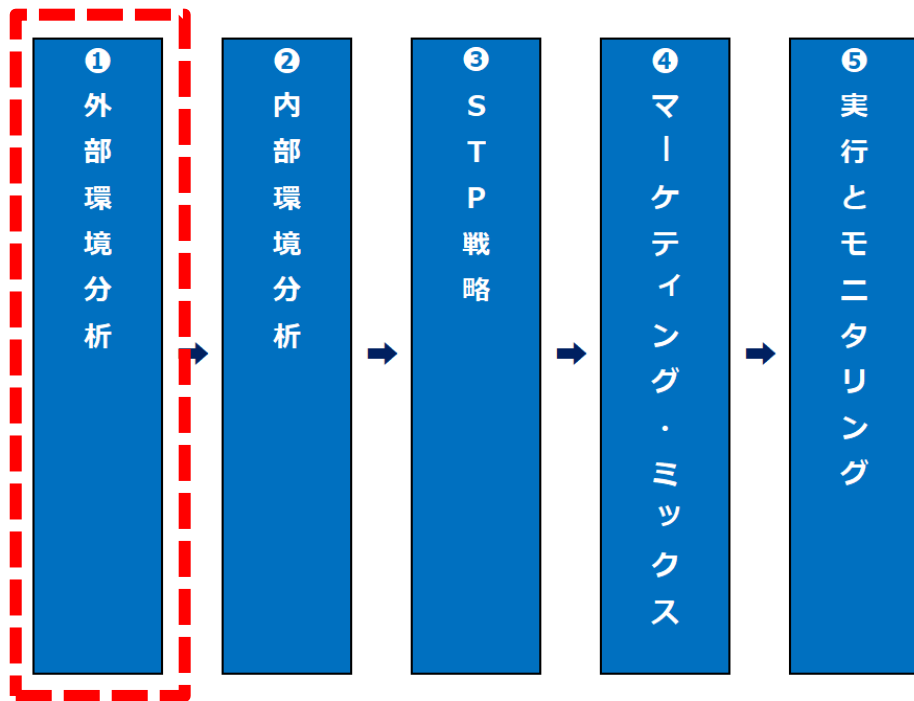
2012年09月 (石川県) 加賀脳卒中地域連携協議会 理事

2013年12月 日本介護福祉経営人材教育協会 北信越支部 理事

2017年03月 日本デイサービス協会 監事

著書2017年1月 介護施設での生活相談員の仕事 (ナツメ社)

1章：外部環境分析編の研修内容の項目



1章：外部環境分析編

【研修内容の項目】

1-1：国が描くビジョンの理解

1-2：時流の理解

1-3：ルールの理解

1-4：地域の理解

目次

はじめに	05
1：法令の種類	06
2：法律の種類	07
3：政令の理解	08
4：省令の理解	09
5：告示の理解	14
6：省令・告示の検索方法	16
おわりに	17

はじめに

なぜ、**ルールの理解**が必要なのか

例えば、サッカーや野球にルールがあるように介護サービスを運営する為には、ルールを理解しておかなければなりません。

介護保険がスタートして20年。

そのルールは、3年毎に改定されており、介護保険制度を横断してルールを理解することは大変複雑になってきています。

ルールを理解できていないとどうなるのか・・・？

- ・ **口頭指導**
- ・ **指定取り消し**

※介護サービスに係る法令の種類

憲法、法律、政令、省令、告示、条例、要項、通達など。

※これらの法令を理解することで、自信をもって事業運営が行えるようになります！

1章：外部環境分析編（1-3：ルールを理解）

1：法令の種類

1 憲法	法律、政令など、すべての国内ルールは憲法に違反できない。 日本国憲法
2 法律	国会で決められた国のルール。罰則を規定することができる。 介護保険法
3 政令	閣議で決められた国の命令。法律をさらに細分化したもの。 介護保険法施行令
4 省令	省の担当大臣が決めた命令。法律・政令実行の際のルール。 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
5 告示	省の担当大臣が公示を必要とする場合に発する 厚生省告示 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等
6 条例	地方自治体の議会で決められたルール。 介護保険条例
7 要綱	議会の議決なく役所の立場で決めたもの（強制力はない） 一般に行政指導といわれるもの（～の手引、～要領、～基準 など）
8 通達	行政機関内部の文書。上級機関から下級機関に対しての内部命令。 解釈等を示すもの。実務担当者の参考となる資料。

1章：外部環境分析編（1-3：ルールを理解）

2：法律の理解：【介護保険法】

- 第一章 総則（第一条—第八条の二）
- 第二章 被保険者（第九条—第十三条）
- 第三章 介護認定審査会（第十四条—第十七条）
- 第四章 保険給付
 - 第一節 通則（第十八条—第二十六条）
 - 第二節 認定（第二十七条—第三十九条）
 - 第三節 介護給付（第四十条—第五十一条の四）
 - 第四節 予防給付（第五十二条—第六十一条の四）
 - 第五節 市町村特別給付（第六十二条）
 - 第六節 保険給付の制限等（第六十三条—第六十九条）
- 第五章 介護支援専門員並びに事業者及び施設
 - 第一節 介護支援専門員
 - 第一款 登録等（第六十九条の二—第六十九条の十）
 - 第二款 登録試験問題作成機関の登録、指定試験実施機関及び指定研修実施機関の指定等（第六十九条の十一—第六十九条の三十三）
- 第三章 義務等（第六十九条の三十四—第六十九条の三十九）
 - 第二節 指定居宅サービス事業者（第七十条—第七十八条）
 - 第三節 指定地域密着型サービス事業者（第七十八条の二—第七十八条の十七）
 - 第四節 指定居宅介護支援事業者（第七十九条—第八十五条）
- 第五章 介護保険施設
 - 第一款 指定介護老人福祉施設（第八十六条—第九十三条）
 - 第二款 介護老人保健施設（第九十四条—第一百条）
 - 第三款 介護医療院（第七十七条—第七十五条）
 - 第六節 指定介護予防サービス事業者（第一百五十五条の二—第一百五十五条の十一）
 - 第七節 指定地域密着型介護予防サービス事業者（第一百五十五条の十二—第一百五十五条の二十一）
 - 第八節 指定介護予防支援事業者（第一百五十五条の二十二—第一百五十五条の三十一）
 - 第九節 業務管理体制の整備（第一百五十五条の三十二—第一百五十五条の三十四）
 - 第十節 介護サービス情報の公表（第一百五十五条の三十五—第一百五十五条の四十四）
- 第六章 地域支援事業等（第一百五十五条の四十五—第一百五十五条の四十九）
- 第七章 介護保険事業計画（第一百零六条—第一百零七条）
- 第八章 費用等
 - 第一節 費用の負担（第二百一十一条—第二百一十六条）
 - 第二節 財政安定化基金等（第二百一十七条—第二百一十九条）
 - 第三節 医療保険者の納付金（第二百五十条—第二百五十一条）
- 第九章 社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務（第六十条—第七十五条）
- 第十章 国民健康保険団体連合会の介護保険事業関係業務（第七十六条—第七十七条）
- 第十一章 介護給付費等審査委員会（第七十九条—第八十二条）
- 第十二章 審査請求（第八十三条—第九十六条）
- 第十三章 雑則（第九十七条—第二百四条）
- 第十四章 罰則（第二百五条—第二百五十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、**国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。**

（介護保険）

第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、**必要な保険給付を行うものとする。**

2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

（保険者）

第三条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。

2 市町村及び特別区は、介護保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

（国民の努力及び義務）

第四条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

推奨サイト：厚生労働省 介護保険法

<https://www.mhlw.go.jp/web/L.doc?datald=82998034&dataType=0&pageNo=1>

1章：外部環境分析編（1-3：ルールを理解）

3：政令の理解：【介護保険法施行令】

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 介護認定審査会（第五条—第十条）

第三章 保険給付

第一節 他の法令による給付との調整（第十一条）

第二節 指定市町村事務受託法人及び指定都道府県事務受託法人の指定
（第十一条の二—第十一条の十一）

第三節 認定（第十一条の十二—第十四条）

第四節 介護給付（第十五条—第二十二條の五）

第五節 予防給付（第二十三条—第二十九条の五）

第六節 保険給付の制限等（第三十条—第三十五条）

第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

第一節 通則（第三十五条の二—第三十五条の十四）

第二節 介護支援専門員（第三十五条の十五・第三十五条の十六）

第三節 介護老人保健施設（第三十六条・第三十七条）

第四節 介護医療院（第三十七条の二・第三十七条の二の二）

第五節 介護サービス情報の公表（第三十七条の二の三—第三十七条の十二）

第五章 地域支援事業（第三十七条の十三—第三十七条の十六）

第五章の二 手数料（第三十七条の十七・第三十七条の十八）

第六章 保険料（第三十八条—第四十五条の七）

第七章 審査請求（第四十六条—第五十一条）

第八章 雑則（第五十一条の二・第五十一条の三）

第九章 施行法の経過措置に関する規定（第五十二条—第五十九条）

附則

第一章 総則

（特別会計の勘定）

第一条 介護保険法（以下「法」という。）第百十五条の四十九に規定する事業として指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）及び指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業並びに介護保険施設の運営を行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、介護保険に関する特別会計を保険事業勘定及び介護サービス事業勘定に区分しなければならない。

（認知症）

第一条の二 法第五条の二第一項の政令で定める状態は、アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患（特定の疾患に分類されないものを含み、せん妄、鬱病その他の厚生労働省令で定める精神疾患を除く。）により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態とする。

（特定疾病）

第二条 法第七条第三項第二号に規定する政令で定める疾病は、次のとおりとする。

- 一 がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
- 二 関節リウマチ
- 三 筋萎縮性側索硬化症
- 四 後縦靭じん帯骨化症
- 五 骨折を伴う骨粗鬆症
- 六 初老期における認知症（法第五条の二第一項に規定する認知症をいう。以下同じ。）
- 七 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 八 脊髄小脳変性症
- 九 脊柱管狭窄さく症
- 十 早老症
- 十一 多系統萎縮症
- 十二 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 十三 脳血管疾患
- 十四 閉塞性動脈硬化症
- 十五 慢性閉塞性肺疾患
- 十六 両側の膝しつ関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

1章：外部環境分析編（1-3：ルールを理解）

4：省令の理解：【①：指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第三十八号）】

第一章 趣旨及び基本方針(第一条・第一条の二)

第二章 人員に関する基準(第二条・第三条)

第三章 運営に関する基準(第四条—第二十九条)

第四章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第三十条)

第五章 雑則(第三十一条)

附則

第一章 趣旨及び基本方針

第一章	第一条	(趣旨)
	第一条の二	(基本方針)

第二章 人員に関する基準

第二章	第二条	(従業者の員数)
	第三条	(管理者)

第三章 運営に関する基準

第三章	第四条	(内容及び手続の説明及び同意)
	第五条	(提供拒否の禁止)
	第六条	(サービス提供困難時の対応)
	第七条	(受給資格等の確認)
	第八条	(要介護認定の申請に係る援助)
	第九条	(身分を証する書類の携行)
	第十条	(利用料等の受領)
	第十一条	(保険給付の請求の為の証明書の交付)
	第十二条	(指定居宅介護支援の基本取扱方針)
	第十三条	(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)
	第十四条	(法定代理受領サービスに係る報告)
	第十五条	(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)
	第十六条	(利用者に関する市町村への通知)
	第十七条	(管理者の責務)
	第十八条	(運営規程)
	第十九条	(勤務体制の確保)
	第十九条の二	(業務継続計画の策定等)
	第二十条	(設備及び備品等)
	第二十一条	(従業者の健康管理)
第二十一条の二	(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)	
第二十二条	(掲示)	
第二十三条	(秘密保持)	
第二十四条	(広告)	
第二十五条	(居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等)	
第二十六条	(苦情処理)	
第二十七条	(事故発生時の対応)	
第二十七条の二	(虐待の防止)	
第二十八条	(会計の区分)	
第二十九条	(記録の整備)	

第四章 基準該当居宅介護支援に関する基準

第四章	第三十条	(準用)
-----	------	------

第五章 雑則

第五章	第三十一条	(電磁的記録等)
-----	-------	----------

1章：外部環境分析編（1-3：ルールの理解）

4：省令の理解：【②：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生省令第三十七号）】

第一章 総則(第一条-第三条)	
第二章 訪問介護	第一節 基本方針(第四条) 第二節 人員に関する基準(第五条・第六条) 第三節 設備に関する基準(第七条) 第四節 運営に関する基準(第八条-第三十九条) 第五節 共生型居宅サービスに関する基準(第三十九条の二・第三十九条の三) 第六節 基準該当居宅サービスに関する基準(第四十条-第四十三条)
第三章 訪問入浴介護	第一節 基本方針(第四十四条) 第二節 人員に関する基準(第四十五条・第四十六条) 第三節 設備に関する基準(第四十七条) 第四節 運営に関する基準(第四十八条-第五十四条) 第五節 基準該当居宅サービスに関する基準(第五十五条-第五十八条)
第四章 訪問看護	第一節 基本方針(第五十九条) 第二節 人員に関する基準(第六十条・第六十一条) 第三節 設備に関する基準(第六十二条) 第四節 運営に関する基準(第六十三条-第七十四条)
第五章 訪問リハビリテーション	第一節 基本方針(第七十五条) 第二節 人員に関する基準(第七十六条) 第三節 設備に関する基準(第七十七条) 第四節 運営に関する基準(第七十八条-第八十三条)
第六章 居宅療養管理指導	第一節 基本方針(第八十四条) 第二節 人員に関する基準(第八十五条) 第三節 設備に関する基準(第八十六条) 第四節 運営に関する基準(第八十七条-第九十一条)
第七章 通所介護	第一節 基本方針(第九十二条) 第二節 人員に関する基準(第九十三条・第九十四条) 第三節 設備に関する基準(第九十五条) 第四節 運営に関する基準(第九十六条-第一百五条) 第五節 共生型居宅サービスに関する基準(第一百五条の二・第一百五条の三) 第六節 基準該当居宅サービスに関する基準(第一百六条-第一百九条)
第八章 通所リハビリテーション	第一節 基本方針(第一百十条) 第二節 人員に関する基準(第一百十一条) 第三節 設備に関する基準(第一百十二条) 第四節 運営に関する基準(第一百十三条-第一百九条)

第九章 短期入所生活介護	第一節 基本方針(第二十号) 第二節 人員に関する基準(第二十一条・第二十二号) 第三節 設備に関する基準(第二十三号・第二十四号) 第四節 運営に関する基準(第二十五号-第二十四号) 第五節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 第一款 この節の趣旨及び基本方針(第二十四号の二・第二十四号の三) 第二款 設備に関する基準(第二十四号の四・第二十四号の五) 第三款 運営に関する基準(第二十四号の六-第二十四号の十三) 第六節 共生型居宅サービスに関する基準(第二十四号の十四-第二十四号の二十五) 第七節 基準該当居宅サービスに関する基準(第二十四号の二十六-第二十四号の三十二)
第十章 短期入所療養介護	第一節 基本方針(第四十一条) 第二節 人員に関する基準(第四十二号) 第三節 設備に関する基準(第四十三号) 第四節 運営に関する基準(第四十四号-第四十五号) 第五節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 第一款 この節の趣旨及び基本方針(第四十五号の二・第四十五号の三) 第二款 設備に関する基準(第四十五号の四) 第三款 運営に関する基準(第四十五号の五-第四十五号の十二)
第十一章 削除	
第十二章 特定施設入居者生活介護	第一節 基本方針(第七十四号) 第二節 人員に関する基準(第七十五号・第七十六号) 第三節 設備に関する基準(第七十七号) 第四節 運営に関する基準(第七十八号-第七十九号) 第五節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準 第一款 この節の趣旨及び基本方針(第七十九号の二・第七十九号の三) 第二款 人員に関する基準(第七十九号の四・第七十九号の五) 第三款 設備に関する基準(第七十九号の六) 第四款 運営に関する基準(第七十九号の七-第七十九号の十二)
第十三章 福祉用具貸与	第一節 基本方針(第九十三号) 第二節 人員に関する基準(第九十四号・第九十五号) 第三節 設備に関する基準(第九十六号) 第四節 運営に関する基準(第九十七号-第一百零五号) 第五節 基準該当居宅サービスに関する基準(第一百零五号の二・第一百零六号)
第十四章 特定福祉用具販売	第一節 基本方針(第二百七号) 第二節 人員に関する基準(第二百八号・第二百九号) 第三節 設備に関する基準(第二百十号) 第四節 運営に関する基準(第二百十一号-第二百十六号)
第十五章 雑則(第二百十七号)	
附則	

推奨サイト：厚生労働省 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
<https://www.mhlw.go.jp/web/t.doc?dataId=82999404&dataType=0&pageNo=1>

1章：外部環境分析編（1-3：ルールを理解）

4：省令の理解：【③：指定居宅サービスにおける 省令理解のポイント】

【省令理解のポイント】

各居宅サービスにおいては、**下記の視点**で基準が整理してあることを押さえておきましょう。

1：基本方針

2：人員に関する基準

3：設備に関する基準

4：運営に関する基準

1章：外部環境分析編（1-3：ルールの理解）

4：省令の理解：【④：例：通所介護 第一節 基本方針を「図式化」して、理解する】

【第一節 基本方針】：通所介護

第九十二条（基本方針）

通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

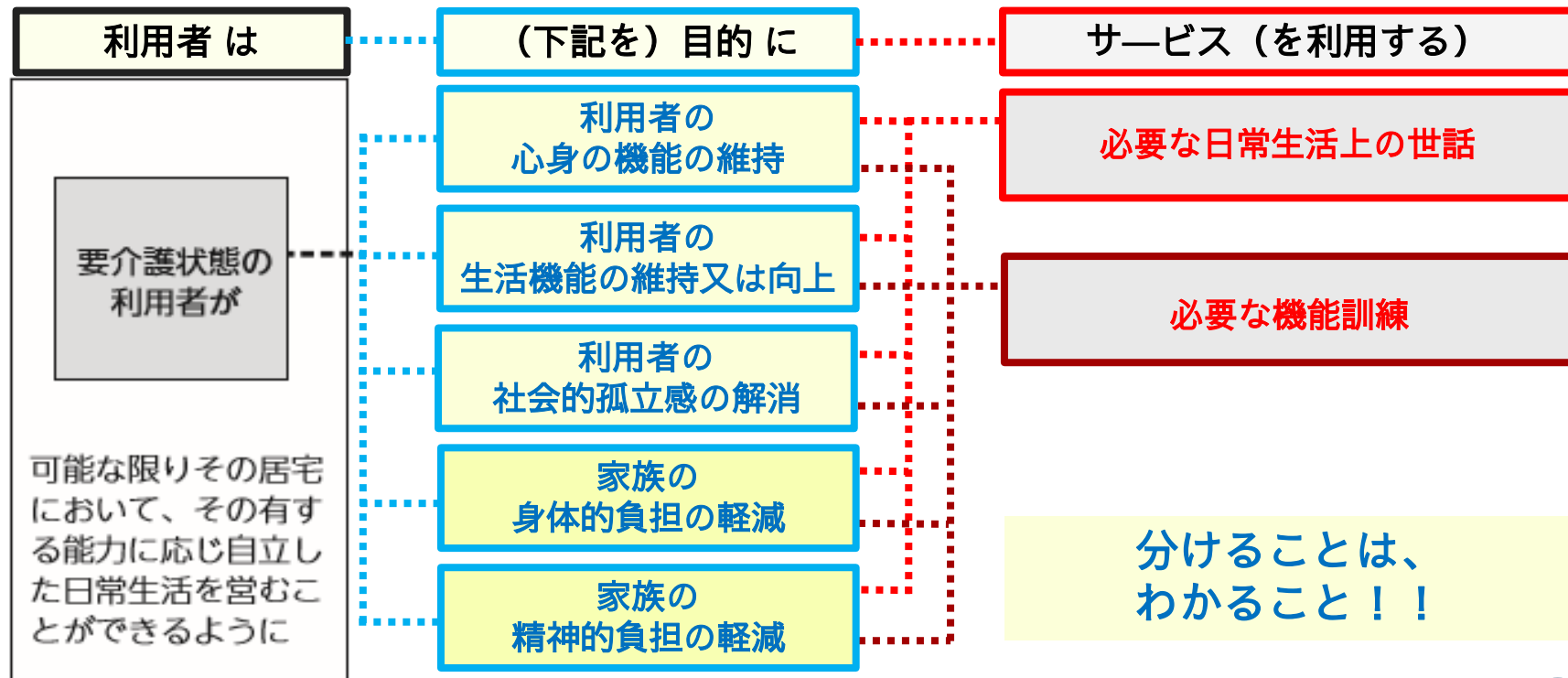
※目的を青字、

※サービス内容を赤字

分けることは、わかること！！

1章：外部環境分析編（1-3：ルールを理解）

4：省令の理解：【④：例：通所介護 第一節 基本方針を「図式化」して、理解する】



介護事業所が事業成長の為に理解しておくべき マーケティングの「基本プロセス」

1章：外部環境分析編（1-3：ルールの理解）

5：告示の理解：【①：指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第二十号）】

告示

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準

一 指定居宅介護支援に要する費用の額は、別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表により算定するものとする。

二 指定居宅介護支援に要する費用の額は、別に厚生労働大臣が定める一単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。

三 前二号の規定により指定居宅介護支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の増減があるときは、その増減金額は切り捨てて計算するものとする。

第一条（施行期日） この告示は、令和三年四月一日から施行する。

第十二条（基本報酬に係る経過措置）
令和三年九月三十日までの間は、この告示による改正後の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費のイからハまで及びイからハまでの注、訪問入浴介護費のイ、訪問看護費のイからハまで、訪問リハビリテーション費のイ、居宅療養管理指導費のイからハまで、通所介護費のイからハまで、通所リハビリテーション費のイからハまで、短期入所生活介護費のイ及びロ、短期入所療養介護費のイの(1)から(3)まで、ロの(1)から(5)まで、ハの(1)から(3)まで、ニの(1)から(4)まで及びホの(1)から(7)まで並びに特定施設入居者生活介護費のイ及びハ、

この告示による改正後の指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表のイ、ロ、この告示による改正後の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロ、介護保健施設サービスのイ及びロ、介護療養施設サービスのイの(1)から(4)まで、ロの(1)及び(2)並びにハの(1)から(3)まで並びに介護医療院サービスのイからハまで、

この告示による改正後の指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ及びロ、夜間対応型訪問介護費のロ、地域密着型通所介護費のイ及びロ、認知症対応型通所介護費のイ及びロ、小規模多機能型居宅介護費のイ及びロ、認知症対応型共同生活介護費のイ及びロ、地域密着型特定施設入居者生活介護費のイ及びロ、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護費のイからニまで並びに複合型サービス費のイ及びロ、

この告示による改正後の指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費のイ、介護予防訪問看護費のイ及びロ、介護予防訪問リハビリテーション費のイ、介護予防居宅療養管理指導費のイからホまで、介護予防通所リハビリテーション費のイ、介護予防短期入所生活介護費のイ及びロ、介護予防短期入所療養介護費のイの(1)及び(2)、ロの(1)から(4)まで、ハの(1)及び(2)、ニの(1)から(3)まで並びにホの(1)から(6)まで並びに介護予防特定施設入居者生活介護費のイ、

この告示による改正後の指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロ、介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ及びロ並びに介護予防認知症対応型共同生活介護費のイ及びロ、

この告示による改正後の指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準別表指定介護予防支援介護給付費単位数表のイ、ロ、この告示による改正後の厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数別表第一の1及び2並びに別表第二の1から3まで並びにこの告示による改正後の厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数別表1から4までについて、それぞれその指定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

別表

イ 居宅介護支援費
ロ 初回加算
ハ 特定事業所加算
ニ 特定事業所医療連携加算
ホ 入院時情報連携加算
ヘ 退院・退所加算
ト 通院時情報連携加算
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算
リ ターミナルケアマネジメント加算

指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準

〇 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）（抄）

(変更点は下線部)

改正前	改正後
別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表 居宅介護支援費 イ 居宅介護支援費（1月につき） (1) 居宅介護支援費① ☐ 要介護1又は要介護2 1,005単位 ☐ 要介護3、要介護4又は要介護5 1,306単位 (2) 居宅介護支援費② ☐ 要介護1又は要介護2 502単位 ☐ 要介護3、要介護4又は要介護5 653単位 (3) 居宅介護支援費③ ☐ 要介護1又は要介護2 301単位 ☐ 要介護3、要介護4又は要介護5 392単位	別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表 居宅介護支援費 イ 居宅介護支援費（1月につき） (1) 居宅介護支援費① ☐ 要介護1又は要介護2 1,042単位 ☐ 要介護3、要介護4又は要介護5 1,353単位 (2) 居宅介護支援費② ☐ 要介護1又は要介護2 521単位 ☐ 要介護3、要介護4又は要介護5 677単位 (3) 居宅介護支援費③ ☐ 要介護1又は要介護2 313単位 ☐ 要介護3、要介護4又は要介護5 406単位
注1 ①から③までについては、利用者に対して指定居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「基準」という。）第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。 イ 居宅介護支援費① 指定居宅介護支援事業所（基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）において指定居宅介護支援を受け1月当たりの利用者数に、当該指定居宅介護支援事業所が法第115条の23第3項の規定に基づき指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）から委託を受けて行う指定介護予防支援（同項に規定する指定介護予防支援をいう。）の提供を受ける利用者数（基準第13条第25条に規定する厚生労働省告示第二十号）	注1 ①から③までについては、利用者に対して指定居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「基準」という。）第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。 イ 居宅介護支援費① 指定居宅介護支援事業所（基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）において指定居宅介護支援を受け1月当たりの利用者数に、当該指定居宅介護支援事業所が法第115条の23第3項の規定に基づき指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）から委託を受けて行う指定介護予防支援（同項に規定する指定介護予防支援をいう。）の提供を受ける利用者数（基準第13条第26条に規定する厚生労働省告示第二十号）

推奨サイト：厚生労働省 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準
<https://www.mhlw.go.jp/web/t.doc?datald=82aa0254&dataType=0&pageNo=1>

推奨サイト：厚生労働省 別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表 P82
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000753783.pdf>

介護事業所が事業成長の為に理解しておくべき マーケティングの「基本プロセス」

1章：外部環境分析編（1-3：ルールの理解）

5：告示の理解：【②：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 など】

告示 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 厚生省告示第十九号

一 指定居宅サービスに要する費用の額は、別表指定居宅サービス介護給付費単位数表により算定するものとする。

二 指定居宅サービスに要する費用(別表中短期入所療養介護に係る緊急時施設療養費(特定治療に係るものに限る。))及び特別療養費並びに特定診療費として算定される費用を除く。)の額は、別に厚生労働大臣が定める一単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。

三 前二号の規定により指定居宅サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

第一条 (施行期日)
第二条 (介護職員処遇改善加算に係る経過措置)
第三条 (看護体制強化加算に係る経過措置)
第四条 (感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少に伴う加算に係る経過措置)
第五条 (ADI維持加算に係る経過措置)
第六条 (生活行為向上リハビリテーション実施加算に係る経過措置)
第十二条 (基本報酬に係る経過措置)

別表

1	訪問介護費
2	訪問入浴介護費
3	訪問看護費
4	訪問リハビリテーション費
5	居宅療養管理指導費
6	通所介護費
7	通所リハビリテーション費
8	短期入所生活介護費
9	短期入所療養介護費
10	特定施設入居者生活介護費
11	福祉用具貸与費

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数

夜間対応型訪問介護費に係る単位数

別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表		別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表	
1 訪問介護費	イ 身体介護が中心である場合 ① 所要時間20分未満の場合 167単位数 ② 所要時間20分以上30分未満の場合 250単位数 ③ 所要時間30分以上1時間未満の場合 396単位数 ④ 所要時間1時間以上の場合 579単位数に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに84単位数を加算した単位数	1 訪問介護費	イ 身体介護が中心である場合 ① 所要時間20分未満の場合 166単位数 ② 所要時間20分以上30分未満の場合 249単位数 ③ 所要時間30分以上1時間未満の場合 395単位数 ④ 所要時間1時間以上の場合 577単位数に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位数を加算した単位数
ロ 生	(2) 夜間対応型訪問介護費 182単位数 (3) 訪問看護費 224単位数	ロ 生	(2) 夜間対応型訪問介護費 182単位数 (3) 訪問看護費 224単位数
ハ 通	別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(1月につき) (1) 訪問看護サービスを行わない場合 5,697単位数 (2) 訪問看護サービスを行う場合 □ 要介護1 5,690単位数 □ 要介護2 □ 要介護3 □ 要介護4 □ 要介護5 □ 要介護6 □ 要介護7 □ 要介護8 □ 要介護9 □ 要介護10 □ 要介護11 □ 要介護12 □ 要介護13 □ 要介護14 □ 要介護15 □ 要介護16 □ 要介護17 □ 要介護18 □ 要介護19 □ 要介護20 □ 要介護21 □ 要介護22 □ 要介護23 □ 要介護24 □ 要介護25 □ 要介護26 □ 要介護27 □ 要介護28 □ 要介護29 □ 要介護30 □ 要介護31 □ 要介護32 □ 要介護33 □ 要介護34 □ 要介護35 □ 要介護36 □ 要介護37 □ 要介護38 □ 要介護39 □ 要介護40 □ 要介護41 □ 要介護42 □ 要介護43 □ 要介護44 □ 要介護45 □ 要介護46 □ 要介護47 □ 要介護48 □ 要介護49 □ 要介護50 □ 要介護51 □ 要介護52 □ 要介護53 □ 要介護54 □ 要介護55 □ 要介護56 □ 要介護57 □ 要介護58 □ 要介護59 □ 要介護60 □ 要介護61 □ 要介護62 □ 要介護63 □ 要介護64 □ 要介護65 □ 要介護66 □ 要介護67 □ 要介護68 □ 要介護69 □ 要介護70 □ 要介護71 □ 要介護72 □ 要介護73 □ 要介護74 □ 要介護75 □ 要介護76 □ 要介護77 □ 要介護78 □ 要介護79 □ 要介護80 □ 要介護81 □ 要介護82 □ 要介護83 □ 要介護84 □ 要介護85 □ 要介護86 □ 要介護87 □ 要介護88 □ 要介護89 □ 要介護90 □ 要介護91 □ 要介護92 □ 要介護93 □ 要介護94 □ 要介護95 □ 要介護96 □ 要介護97 □ 要介護98 □ 要介護99 □ 要介護100	別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(1月につき) (1) 訪問看護サービスを行わない場合 5,690単位数 (2) 訪問看護サービスを行う場合 □ 要介護1 5,683単位数 □ 要介護2 □ 要介護3 □ 要介護4 □ 要介護5 □ 要介護6 □ 要介護7 □ 要介護8 □ 要介護9 □ 要介護10 □ 要介護11 □ 要介護12 □ 要介護13 □ 要介護14 □ 要介護15 □ 要介護16 □ 要介護17 □ 要介護18 □ 要介護19 □ 要介護20 □ 要介護21 □ 要介護22 □ 要介護23 □ 要介護24 □ 要介護25 □ 要介護26 □ 要介護27 □ 要介護28 □ 要介護29 □ 要介護30 □ 要介護31 □ 要介護32 □ 要介護33 □ 要介護34 □ 要介護35 □ 要介護36 □ 要介護37 □ 要介護38 □ 要介護39 □ 要介護40 □ 要介護41 □ 要介護42 □ 要介護43 □ 要介護44 □ 要介護45 □ 要介護46 □ 要介護47 □ 要介護48 □ 要介護49 □ 要介護50 □ 要介護51 □ 要介護52 □ 要介護53 □ 要介護54 □ 要介護55 □ 要介護56 □ 要介護57 □ 要介護58 □ 要介護59 □ 要介護60 □ 要介護61 □ 要介護62 □ 要介護63 □ 要介護64 □ 要介護65 □ 要介護66 □ 要介護67 □ 要介護68 □ 要介護69 □ 要介護70 □ 要介護71 □ 要介護72 □ 要介護73 □ 要介護74 □ 要介護75 □ 要介護76 □ 要介護77 □ 要介護78 □ 要介護79 □ 要介護80 □ 要介護81 □ 要介護82 □ 要介護83 □ 要介護84 □ 要介護85 □ 要介護86 □ 要介護87 □ 要介護88 □ 要介護89 □ 要介護90 □ 要介護91 □ 要介護92 □ 要介護93 □ 要介護94 □ 要介護95 □ 要介護96 □ 要介護97 □ 要介護98 □ 要介護99 □ 要介護100	
注1	③ 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により適しき又は部分(髯洗、股洗、足指等の洗淨をいう。)を実施したときは、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。4～8 (略)	注1	③ 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により適しき又は部分(髯洗、股洗、足指等の洗淨をいう。)を実施したときは、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。4～8 (略)
	④ 2000単位数 注 指定介護予防訪問入浴介護事業所において、新規利用者の受入を前年度末に限り、指定介護予防訪問入浴介護の利用に際しては、要介護を行った上で、利用者に対して、初期の指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。		④ 2000単位数 注 指定介護予防訪問入浴介護事業所において、新規利用者の受入を前年度末に限り、指定介護予防訪問入浴介護の利用に際しては、要介護を行った上で、利用者に対して、初期の指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。
	⑤ 認知症専門ケア加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している等の認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に依り、1月につき掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるものの加算は算定しない。 ① 認知症専門ケア加算Ⅰ 3単位数 ② 認知症専門ケア加算Ⅱ 4単位数		⑤ 認知症専門ケア加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している等の認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に依り、1月につき掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるものの加算は算定しない。 ① 認知症専門ケア加算Ⅰ 3単位数 ② 認知症専門ケア加算Ⅱ 4単位数
	⑥ サービス提供体制強化加算		⑥ サービス提供体制強化加算

推奨サイト：厚生労働省 別表指定居宅サービス介護給付費単位数表
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000753783.pdf>

1章：外部環境分析編（1-3：ルールを理解）

6：省令・告示の検索方法

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準

①調べたい、省令や告示を入力し検索する

サイト内検索結果

約 118,000 件 (0.49 秒)

表示順: Relevance

②省令や告示の検索結果

・指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12...
www.mhlw.go.jp > web > t_doc
指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準。(平成十二年二月十日)。(厚生省告示第二十号)。介護保険法(平成九年法律第二十三号)第四十六条第二項及び第五十八条第二項の規定に基づき、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定 ...

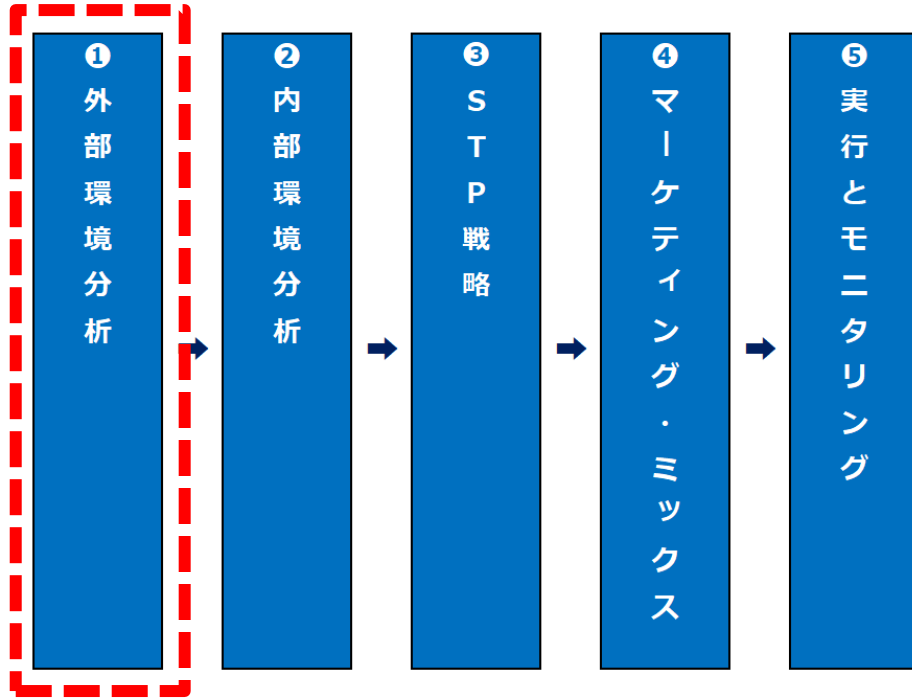
【よく調べると考えられる基準】

- ・省令：指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
- ・省令：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
- ・告示：指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準
- ・告示：別表指定居宅サービス介護給付費単位数表
- ・告示：別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表

など

1章：外部環境分析編（1-3：ルールを理解）

おわりに



1章：外部環境分析

【研修内容目次】

1-1：国が描くビジョンの理解

1-2：時流の理解

1-3：ルールを理解

1-4：地域の理解

1章：外部環境分析編（1-3：ルールを理解）

おわりに

下記のプロセス毎に、研修動画をご用意しております。

- 1：外部環境分析編
- 2：内部環境分析編
- 3：STP戦略編
- 4：マーケティング・ミックス編
- 5：実行とモニタリング編

ご視聴ありがとうございました